

入 札 公 告

(日本郵便株式会社所有不動産の売却)

次のとおり一般競争により売却をするので公告します。

2025年7月7日(月)(入札公告日)

契約責任者(売主)

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 鏡原 大輔

1 売却物件

(1) 入札件名 旧盛岡志家町社宅及び旧盛岡清水町社宅の売却

(2) 売却物件の概要

所在地	「物件一覧」及び「不動産調査資料」を参照ください
区分	
数量	
最低売却価格	

(3) ア 土地

地番	地目	地積(m ²)
「物件一覧」及び「不動産調査資料」を参照ください		

イ 建物

符号	所在・家屋番号	種類・構造	床面積
「物件一覧」及び「不動産調査資料」を参照ください			

2 競争参加資格

次の(1)から(11)に該当しない方であること。

(1) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている方を除きます。

(2) 次の一に該当すると認められる方でその事実があった後、2年間を経過していない方。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する方についても同様とします。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方。

イ 公正な競争の執行を妨げた方、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した方。

ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた方。

エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた方。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方。

カ その他、当社に損害を与えた方。

キ アからカのいずれかに該当する事実があった後、契約の履行に当たり、2年間を経過しない方を代理人、支配人その他の使用人として使用した方。

(3) 前各号に掲げる方のほか、反社会的勢力と認められる方。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次に掲げる方をいいます。

ア 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「日本郵政グループ各社」という。）が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する方。

イ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする方。

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする方。

エ 日本郵政グループ各社との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる方。

(4) 反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある方

ア 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

イ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

ウ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

エ その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(5) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものではないことを確約しない方

(6) 自ら又は自らの役員若しくは使用人等が、次のいずれの行為も行わないことを確約しない方

ア 自ら又は第三者を利用して脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。

イ 自ら又は第三者を利用して日本郵政グループ各社の名誉、信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為

ウ 自ら又は第三者を利用して日本郵政グループ各社の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為

エ 自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

オ その他、アからエに準ずる行為

(7) 日本郵便株式会社において、不動産等の管理に関する事務に従事する方。

(8) マネーロンダリング及びテロ資金供与を防止するため、犯罪収益移転防止法等を踏まえて当社が必要と判断する方法により取引時確認を実施した結果、疑わしい点がある方。

(9) 当社が指定する入札参加資格証明資料をご提出いただけない方。

(10) 上記(1)から(9)までに該当する方を入札代理人として使用する方。

- (11) 当社の入札（先着順）公告において、落札（見積決定）後に正当な理由なく契約を辞退してから2年間を経過していない方。

3 入札参加手続

(1) 入札参加資格確認申込の受付

入札参加資格確認申込者は、次に掲げる証明資料を2025年7月7日（月）から2025年7月29日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時までの間に下記(4)の場所に持参又は郵送（必着）してください。

なお、「誓約書（兼入札参加申込書）」に押す印鑑は、印鑑登録印（実印）とし、重要事項説明書、売買契約書、引渡書等に使用する印鑑とします。

（注1）持参の場合、正午から午後1時までの間を除いてください。

（注2）別途、売主が指定する追加資料を提出していただくことがあります。

【証明資料（法人の方）】

- ① 別紙1－2 誓約書（兼入札参加申込書）法人用
- ② 現在事項（履歴事項）全部証明書（発行後3か月以内）
- ③ 印鑑証明書（発行後3か月以内）
- ④ 会社概要書（会社パンフレット）又は自社ホームページの会社概要を印刷した紙
上記を作成していない場合は、業務内容、会社設立日、資本金、従業員数、支店数、取引銀行等を記載したものを提出してください。
- ⑤ 宅地建物取引業法（以下「業法」という。）第2条第3項に規定する宅地建物取引業者の場合は、業法第6条に定める国土交通大臣又は都道府県知事から交付を受けた免許証の写し
- ⑥ 別紙2－2 お客様カード（法人用）
- ⑦ 実質的支配者が確認できる書類
いずれも実質的支配者の氏名及び住所が記載されているもの

【株式会社の場合（有限会社を含む）】

代表者印の押印がある（主要）株主名簿又は法務局等の商業登記所の発行する実質的支配者リストの写し

【その他の法人の場合】

（主要）出資者名簿、社員名簿又は役員名簿

- ⑧ 取引担当者の顔写真付き書類の写し（運転免許証等官公庁発行の書類）

（注）運転免許証は住所変更の表記が無くとも裏面の写しが必要です。

【証明資料（個人の方 日本国籍の場合）】

- ① 別紙1－1 誓約書（兼入札参加申込書）個人用
- ② 住民票
（発行後3か月以内、「本籍、続柄、住民票コード、個人番号」の記載がないもの）
- ③ 印鑑証明書（発行後3か月以内）
- ④ 身分証明書（発行後3か月以内、市区町村発行のもの）

⑤ 登記されていないことの証明書

(発行後 3 か月以内、「本籍」の記載がない東京法務局発行のもの)

(成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない証明)

※発行手続は、東京法務局後見登録課及び全国の法務局・地方法務局の本局(本局以外の支局・出張所等では取り扱っていません。)に直接交付申請するか、東京法務局後見登録課宛郵送で請求していただくことになります。(郵送受付は東京法務局のみとなっています。)

⑥ 別紙 2-1 お客様カード (個人用)

⑦ 顔写真付き書類の写し (運転免許証等官公庁発行の書類)

(注) 運転免許証は住所変更の表記が無くとも裏面の写しが必要です。

【証明資料 (個人の方 外国籍の場合)】

① 住民票

(発行後 3 か月以内、「続柄、住民票コード、個人番号」の記載がないもの)

② 印鑑証明書 (発行後 3 か月以内)

③ 「在留カード」又は「特別永住者証明書」の写し

④ 登記されていないことの証明書

(発行後 3 か月以内、東京法務局発行のもの)

(成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない証明) ※上記と同じ

⑤ 別紙 2-1 お客様カード (個人用)

(2) 提出された資料の取扱い

上記(1)により提出された資料については、本入札に係る競争参加資格確認及び落札者(買主)の本人確認のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。

また、提出された資料について、競争参加資格者への返還は行いませんので、あらかじめご了承ください。

(3) その他注意事項

① 複数名義人による共同購入はできませんので、あらかじめご了承ください。

当社からの所有権の移転先は、買主本人のみとさせていただきます。(契約者の地位の譲渡及び第三者のためにする契約(旧中間省略登記)はできません。)

② 購入を斡旋する宅建業者(宅地建物取引業の免許を受けた法人)がいる場合、その宅建業者についても上記 3 【証明資料 (法人の方)】の提出が必要となります。なお、斡旋については宅建業者に限ります。

(4) 誓約書(兼入札参加申込書)及び証明資料の提出先

〒100-8792

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー

日本郵便株式会社

不動産部 ファシリティマネジメント室 不動産業務担当

免許証番号 東京都知事(4)第088880号

(5) 【お問合せ先】 売却業務（媒介）受託者

取引態様 仲介

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル 13F

中央日土地ソリューションズ株式会社 CRE 営業一部

TEL：03-3501-6167 FAX：03-3501-6177

国土交通大臣（16）240号 <https://www.chuo-nittochi.co.jp/>

4 現地説明会の開催

上記3(1)により入札参加資格確認申込をされた方に対して、現地説明会資料一式を郵送の上、現地において現地説明会を開催しますので参加してください。

(1) 開催日

「物件一覧」を参照ください。

(注) 開始時間（複数回開催の場合有）については、現地説明会資料一式の送付時にお知らせします。

なお、天候の影響により、日程を変更する場合があります。

(2) 開催場所

売却物件現地

(注1) 現地説明会に参加せずに本入札に参加することは可能ですが、現地説明会資料一式を入札までに必ず熟知の上で参加してください。

(注2) 現地説明会に参加できない方は3営業日前

午後1時まで、上記3(5)記載の電話番号まで必ず連絡してください。

なお、入札参加申込者全員から現地説明会に参加できない旨の連絡があった場合は、現地説明会を行いませんので、あらかじめご了承ください。

(注3) 敷地内で起きた事故等について、売主及び売却業務（媒介）受託者は一切責任を負いません。

5 入札参加者の決定

上記3(1)により提出された資料を確認の上、契約責任者から競争参加を認められた方に限り、入札参加の対象者としてします。

その結果については、入札参加申込者全員に対して開札日の5日前までに郵送により通知します。

決定内容に関する理由につきましては、一律お答えいたしかねます。

なお、入札参加者決定後においても資格要件を満たさないおそれがあると当社が判断した場合は、その時点で改めて資格要件の確認、または取引を中止させていただく場合があります。

6 入札

入札金額は、土地、建物の総額とし、落札価格の土地及び建物の内訳金額は、「物件一

覧」の土地、建物内訳(%)記載の比率によるものとします。

次に示す期日、場所に入札書を郵送(一般書留郵便に限る。)により提出してください。

なお、入札書を郵便局において一般書留郵便により差出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証(お客様控え)」記載のお問い合わせ番号について、開札日の前日午後5時までに、上記3(5)記載の電話番号に電話連絡してください。

詳細は、別添「入札書を郵送される際の注意事項」によります。

(1) 入札書郵送場所

〒100-8792

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー

日本郵便株式会社

不動産部 不動産業務担当

(2) 入札書受付締切

2025年8月27日(水)までに郵送(一般書留郵便に限る。)してください。(同日必着。)

7 開札

2025年8月28日(木)、上記6(1)に示す場所において、入札に関係のない日本郵便株式会社の社員を立ち合わせて行います。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない方の行った入札及び当社所定の方式に違反した入札は、無効とします。

9 落札者の決定方法

上記1(2)に記載の最低売却価格以上の金額で、最高価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とします。

その結果(落札金額)については、入札参加者全員(有効な入札をされた方に限る。)に対して郵送により通知します。

なお、同額の入札を行った入札参加者が2人以上あるときは、厳正なる抽選により落札者を決定します。

また、落札者の辞退は原則認めませんが、万一、落札者が契約締結前に辞退を申し出た場合は、最低売却価格以上の金額で、有効な入札を行った次点以下の入札参加者を落札者とする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

万が一、落札者が正当な理由なく落札決定の通知後1か月以内に契約を締結しない場合、落札者は契約を辞退したものとみなす場合があります。

10 重要事項説明

落札者の決定後、落札者に対し契約締結前に重要事項説明を行います。(落札者が宅地建物取引業者である場合は、重要事項を記載した書面を交付します。)

11 手付金

落札者は、契約金額の100分の10（ただし上限は1,000万円とする。）を、契約締結時までに日本郵便株式会社が指定する口座に振込による方法で納付してください。

なお、振込手数料については買主負担となり、売主から領収証の発行は行っておりませんので、予めご了承ください。

12 契約締結日等

契約締結日、残代金決済・引渡日は、原則「物件一覧」のとおりとします。

なお、残代金の支払いについては、残代金決済・引渡日当日に上記11の口座に振込による方法で納付してください。

残代金決済の振込手数料については買主負担となり、売主から領収証の発行は行っておりませんので、予めご了承ください。

13 所有権移転登記

所有権移転登記手続については、買主において司法書士に委任していただくことを条件とします。

なお、土地・建物について所有権移転登記が必要となり、登記費用については買主負担となりますので、あらかじめご了承ください（売渡証書作成時にはこれも含む）。

14 その他重要事項

(1) 買主は本物件の現況を確認し、売主から現状有姿にて買い受けるものとします。

(2) 本物件は公簿面積による売買とし、実測面積と公簿面積とが相違する場合でも、売主は実測精算や地積更正登記の責は負いませんので、予めご了承下さい。

(3) 売主は、本物件と隣地との境界点ならびに境界線について、買主に対し明示を行わないことを買主に申入れ、買主はこれを了承するものとします。

また、売主は、境界確定に関する実測作業等は新たに行わず、売主にて既に保有している民地、官地の境界確認書等については、そのまま交付するものとし、改めて取得致しませんので、予めご了承下さい。

なお、隣地との越境・被越境物が存在する場合でも、売主は改めて隣地との立会、解消、覚書の締結等は致しませんので予めご了承下さい。

(4) 売主及び売却業務（媒介）受託者は、本件入札に際して開示する本物件に関する資料・情報の正確性・十分性に関して、一切の表明保証を行わないものとします。

また、現況と配布資料が相違する場合には現況を優先します。

(5) 現地調査等は近隣住民等のご迷惑とならないように十分に配慮してください。

(6) 売主は、本入札にかかわる入札参加申込者の情報（個人情報含む）等を売却業務（媒介）受託者に提供することについて、予め入札参加申込者は了解するものとします。

また、売主及び売却業務（媒介）受託者は、本件入札に際して取得した情報（個人情報含む）の漏洩等を防止するために適切な管理を行うものとし、当該個人情報の利用は、本件入札に関する業務を行うために必要な範囲内に限るものとします。

- (7) 落札者が法人の方の場合、誓約書（兼入札参加申込書）及び別紙 2－2「お客様カード」**法人用**」記載の取引担当者の方が重要事項説明書・売買契約手続きを実施してください。
- (8) 売買契約までに、顔写真付き書類の写し（運転免許証等官公庁発行の書類）の原本が確認できない場合には、取引を中止します。
- (9) 売主の総合的な判断により入札公告を中止する場合があります。
- (10) 入札参加に要した費用につきましては、結果に関わらず入札参加者の負担とします。
- (11) 落札者決定後の契約締結手続の延期若しくは中止に伴い損害が発生した場合であっても、その理由のいかんを問わず、売主は一切の責任を負いません
- (12) 入札には、金融機関等からの融資等の付帯条件を設定することができないことを予め了承の上、参加いただきます。
- (13) 本物件にかかる公租公課については、引渡日までは売主の負担とし、翌日以降は買主の負担とします。なお、この清算金の負担起算日は4月1日とします。
- (14) 落札者と売却業務（媒介）受託者との媒介契約等詳細については、売却業務（媒介）受託者に直接お問合せください。

誓約書（兼入札参加申込書）

年 月 日

契約責任者
日本郵便株式会社
不動産部担当執行役員 鏡原 大輔 殿

住所

(フリガナ)
氏 名

印

(自宅電話番号)

(携帯電話番号)

(メールアドレス)

私は、旧_____の売却の入札に当たり、本入札公告の内容を十分理解した上で、下記のことを誓約し入札参加の申込みをいたします。

記

- 1 2025年7月7日付け入札公告（日本郵便株式会社所有不動産の売却）記載の「2 競争参加資格」（1）から（11）のいずれにも該当しません。
- 2 日本郵便株式会社において、不動産等の管理に関する事務に従事していません。
- 3 本入札において知り得た情報を第三者に開示、又は漏えいしません。
なお、現地説明会資料については、入札受付締切日以降速やかに裁断処分します。
- 4 入札中止、競争参加を認められない場合及び入札結果について苦情・異議等申し立てません。

以上

【アンケート】当該入札公告を何でお知りになったか、○を付けてください。（任意記入）

1. 不動産業者からの案内 2. 物件現地の看板 3. 日本郵政 HP を定期的に確認している
4. その他 ()

誓約書（兼入札参加申込書）

年 月 日

契約責任者

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 鏡原 大輔 殿

* 誓約書作成日、又は誓約書等を郵便で差し出した日を記入願います。

- * 押印は印鑑証明書と同一の印を使用願います。
- * 差し支えなければ、携帯電話番号を記入願います。

住所

(フリガナ)
氏 名

(自宅電話番号)

(携帯電話番号)

(メールアドレス)

* メールアドレスを記入、又は
名刺を同封願います。

私は、旧※※※※※※の売却の入札に当たり、本入札公告の内容を十分理解した上で、下記のことを誓約し、入札参加の申込みをいたします。

* 個別物件名を記入してください。

記

- 1 2025年7月7日付け入札公告（日本郵便株式会社所有不動産の売却）記載の「2 競争参加資格」（1）から（11）のいずれにも該当しません。
- 2 日本郵便株式会社において、不動産等の管理に関する事務に従事していません。
- 3 本入札において知り得た情報を第三者に開示、又は漏えいしません。
なお、現地説明会資料については、入札受付締切日以降速やかに裁断処分します。
- 4 入札中止、競争参加を認められない場合及び入札結果について苦情・異議等申し立てません。

以上

【アンケート】当該入札公告を何でお知りになったか、○を付けてください。（任意記入）

1. 不動産業者からの案内 2. 物件現地の看板 3. 日本郵政 HP を定期的に確認している
4. その他 ()

誓約書（兼入札参加申込書）

年 月 日

契約責任者

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 鏡原 大輔 殿

住所

(フリガナ)
名 称

印

代表者役職

(フリガナ)
代表者氏名

会社電話番号

担当者氏名

携帯電話番号

メールアドレス

私は、旧_____の売却の入札に当たり、本入札公告の内容を十分理解した上で、下記のことを誓約し入札参加の申込みをいたします。

記

- 1 2025年7月7日付け入札公告（日本郵便株式会社所有不動産の売却）記載の「2 競争参加資格」(1)から(11)のいずれにも該当しません。
- 2 日本郵便株式会社において、不動産等の管理に関する事務に従事していません。
- 3 本入札において知り得た情報を第三者に開示、又は漏えいしません。
なお、現地説明会資料については、入札受付締切日以降速やかに裁断処分します。
- 4 入札中止、競争参加を認められない場合及び入札結果について苦情・異議等申し立てません。

以上

【アンケート】当該入札公告を何でお知りになったか、○を付けてください。（任意記入）

1. 不動産業者からの案内 2. 物件現地の看板 3. 日本郵政 HP を定期的に確認している
4. その他 ()

誓約書（兼入札参加申込書）

年 月 日

契約責任者

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 鏡原 大輔 殿

* 誓約書作成日、又は誓約書等を郵便で差し出した日を記入願います。

* 押印は印鑑証明書と同一の印を使用願います。

* 必ず会社の住所、代表者役職及び代表者氏名を記入願います。（社印は省略可）。

住 所

(フリガナ)
名 称

印

代表者役職

(フリガナ)
代表者氏名

会社電話番号

担当者氏名

携帯電話番号

メールアドレス

* メールアドレスを記入、又は担当者の名刺を同封願います。

私は、旧※※※※※※の売却の入札に当たり、本入札公告の内容を十分理解した上で、下記のことを誓約し入札参加の申込みをいたします。

* 個別物件名を記入してください。

記

- 1 2025年7月7日付入札公告（日本郵便株式会社所有不動産の売却）記載の「2 競争参加資格」(1)から(11)のいずれにも該当しません。
- 2 日本郵便株式会社において、不動産等の管理に関する事務に従事していません。
- 3 本入札において知り得た情報を第三者に開示、又は漏えいしません。
なお、現地説明会資料については、入札受付締切日以降速やかに裁断処分します。
- 4 入札中止、競争参加を認められない場合及び入札結果について苦情・異議等申し立てません。

以上

【アンケート】当該入札公告を何でお知りになったか、○を付けてください。（任意記入）

1. 不動産業者からの案内 2. 物件現地の看板 3. 日本郵政 HP を定期的に確認している
4. その他（ ）

お客様各位

日本郵便株式会社

取引時確認に関するご協力をお願い

マネー・ローンダリング等を防止するための「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が2016年10月1日に改正施行され、これにより宅地建物取引業者において、以下内容の取引時確認が義務づけられることになりました。

弊社では、不動産の売買契約の締結に際して、以下内容の取引時確認をさせていただきますのでご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 取引時確認

不動産の売買契約の締結に際して、お客様の本人特定事項・取引を行う目的・職業又は事業の内容・外国PEPsとの取引に関する事項・法人のお客様の場合は実質的支配者の確認等を実施させていただきます。

(1) 本人特定事項

お客様が個人の場合は氏名・住所・生年月日を、法人の場合は名称・本店等の所在地を次の方法で確認させていただきます。

【お客様が個人の場合】

本人確認書類（※）の提示を受けて確認させていただきます。

お客様が代理人を立てて取引をする場合は、お客様と代理人双方の確認をさせていただきます。

※ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、各種健康保険証・年金手帳等（顔写真のない書類の場合は、複数の書類により確認します）

【お客様が法人の場合】

お客様である法人と、実際に取引を担当される方の双方の確認をさせていただきます。

実際に取引を担当される方の確認はお客様が個人である場合と同様です。

お客様である法人については、登記事項証明書等の提示を受けて確認させていただきます。

（注）お客様が国・地方公共団体等である場合には、実際に取引をなさるご担当者の本人特定事項のみを確認させていただきます。

(2) 取引を行う目的

お客様の取引を行う目的をお客様からのご申告により確認させていただきます。

(3) ご職業又は事業のご内容

お客様が個人の場合はご職業を、法人の場合は事業のご内容を次の方法で確認させていただきます。

【お客様が個人の場合】

お客様からのご申告により確認させていただきます。

【お客様が法人の場合】

お客様である法人の登記事項証明書等により確認させていただきます。

(4) 実質的支配者

お客様が法人の場合は、法人の実質的支配者（法人の議決権総数の25%超の議決権を直接又は間接に保有している自然人等）の本人特定事項を確認できるいずれかの書類を提出していただきます。

（いずれも実質的支配者の氏名及び住所が記載されているもの）

【株式会社（有限会社を含む）の場合】

- ・代表者印の押印又は原本証明をした（主要）株主名簿
- ・法務局等の商業登記所の発行する実質的支配者リストの写し

【その他の法人の場合】

- ・（主要）出資者名簿
- ・社員名簿
- ・役員名簿

(5) 外国PEPs（重要な公的地位にある者）

お客様が個人の場合はお客様ご自身が、お客様が法人の場合はその実質的支配者が、外国政府等において重要な地位にある方（過去にその地位にあった方）及びその家族の方であるかどうか、お客様からのご申告により確認させていただきます。

2. あらかじめご了承ください事項

(1) 取引時確認ができない場合には、ご契約手続きができない場合がございます。

(2) ご提示あるいはご送付いただいた本人確認書類は、原則としてそのコピーを弊社で保管し、返却はいたしません。

以上

お客様カード（個人用）

本書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」といいます。）第4条第1項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。
なお、通称名で取引される場合は、その通称名も併せてご記入をお願いいたします。

年 月 日

1. 本人特定事項

（フリガナ） 氏 名		（フリガナ） 通 称 名	
生年月日	□西暦 □昭和 □平成 □令和 年 月 日 生		
住 居	〒 -		

〔注〕本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

（※ご提示いただく本人確認書類は、法施行規則第7条第1号又は第4号で規定されるものに限りです。）

2. 取引目的

□ 買主	□居住用 □その他（	□事業用	□投資用	□セカンドハウス ）
□ 売主	□買い換え用 □その他（	□転勤	□資産売却	□相続対策 ）

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

3. 職 業

□会社役員／団体役員	□会社員／団体職員	□公務員
□自営業	□無職	□ そ の 他 （ ）

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 外国 P E P s（重要な公的地位にある者）との取引に関する事項

- ☐ 現在外国政府等において重要な地位にある（※1）
☐ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
☐ 外国政府等において重要な地位にある（又は、あったことがある）者の家族（※2）
☐ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

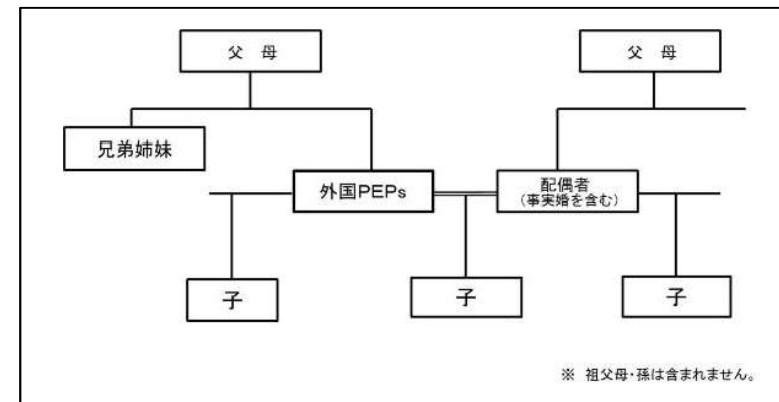
※1 外国政府等において重要な地位にある者（法施行規則第15条）

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4) 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

※2 家族の範囲（法施行令第12条第3項第2号）

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

【 P E P s の家族の範囲 】



お客様カード（法人用）

本書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」といいます。）第4条第1項及び第4項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

年 月 日

1. 本人特定事項

（フリガナ） 商号・名称	
所 在 地	〒 ー

〔注〕本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

（※ご提示いただく本人確認書類は、法施行規則第7条第2号で規定されるものに限ります。）

2. 代表者等の本人特定事項

（フリガナ） 氏 名		所 属	
		役 職	
生年月日	□西暦 □昭和 □平成 □令和 年 月 日 生		
住 居	〒 ー		
顧客との 関係	□代表者 □取引担当者 □代理人		

〔注〕取引担当者の本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

（※ご提示いただく本人確認書類は、法施行規則第7条第1号又は第4号で規定されるものに限ります。）

※2枚目(2/2)も必ず作成してください。(1/2)

3. 取引目的

□ 買主	□自社／店舗用 □社宅用 □転売用 □その他（ ）
□ 売主	□買い換え用 □換金 □資産売却 □その他（ ）

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 事業内容

□不動産業	□建設業	□製造業	□サービス業
□運輸業	□卸売／小売業	□金融／保険業	□ そ の 他 （ ）

〔注1〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕次のいずれかの書類又はその写しのご提示をお願いしております。

定款・登記事項証明書等、法施行規則第10条第2号で規定される書類

5. 実質的支配者

（フリガナ） 氏 名	
生年月日	□西暦 □昭和 □平成 □令和 年 月 日 生
郵便番号 住 居	〒 ー
法人との関係	□50％超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □25％超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 □出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に 支配的な影響力を保有 （具体的な関係： ） □法人を代表し、その業務を執行する個人
（フリガナ） 氏 名	
生年月日	□西暦 □昭和 □平成 □令和 年 月 日 生
郵便番号 住 居	〒 ー
法人との関係	□25％超の議決権又は配当等を受け取る権利を保有 □出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に

	支配的な影響力を保有 (具体的な関係：) ☐ 法人を代表し、その業務を執行する個人
(フリガナ) 氏 名	
生年月日	☐ 西暦 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日 生
郵便番号 住 居	〒 —
法人との関係	☐ 25%超の議決権又は配当等を受け取る権利を保有 ☐ 出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に 支配的な影響力を保有 (具体的な関係：) ☐ 法人を代表し、その業務を執行する個人

[注1] 実質的支配者の本人特定事項等を確認できるいずれかの書類を提出していただきます。
いずれも実質的支配者の氏名及び住所が記載されているもの。

【株式会社の場合】

- ・代表者印の押印がある（主要）株主名簿
- ・法務局等の商業登記所の発行する実質的支配者リストの写し

【その他の法人の場合】

- ・（主要）出資者名簿
- ・社員名簿
- ・役員名簿

[注2] 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者(自然人)をいい、具
体的には、法施行規則第11条第2項において以下のとおり定義されています。

[注3] 該当するものが複数いる場合は、全員の申告をお願いいたします。

なお、株式会社等で50%超の議決権を有する者がいる場合は、その50%超の議決権保有者のみが確認対象と
なります。(そのほかに25%超の議決権保有者がいる場合でも、その25%超の議決権保有者は確認対象から
除外されます。)

◆資本多数決の原則を採る法人

法人例 株式会社、投資法人、特定目的会社など

- 対象者
- ① 当該法人の議決権総数の25%超の議決権を直接又は間接に保有する自然人
 - ② (①がない場合) 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
 - ③ (①・②がない場合) 法人を代表し、その業務を執行する自然人

◆上記以外の法人

法人例 一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、
特定非営利活動法人、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）など

- 対象者
- ① 法人の収益総額の25%超の配当を受ける自然人
 - ② (又は) 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
 - ③ (①・②がない場合) 法人を代表し、その業務を執行する自然人

6. 外国PEPs（重要な公的地位にある者）との取引に関する事項

5. の実質的支配者は、

- ☐ 現在外国政府等において重要な地位にある（※1）
- ☐ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
- ☐ 外国政府等において重要な地位にある（又は、あったことがある）者の家族（※2）
- ☐ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

[注] お客様からの申告による確認とさせていただきます。

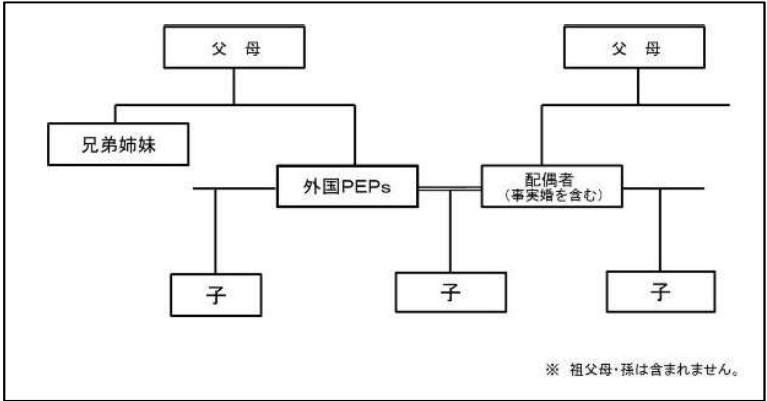
※1 外国政府等において重要な地位にある者（法施行規則第15条）

- (1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- (2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- (3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (4) 我が国における特命全權大使、特命全權公使、特派大使、政府代表又は全權委員に相当する職
- (5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- (6) 中央銀行の役員
- (7) 予算において国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

※2 家族の範囲（法施行令第12条第3項第2号）

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、子

【PEPsの家族の範囲】



記入例

別紙2-1

お客様カード（個人用）

本書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」といいます。）第4条第1項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の□には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

なお、通称名で取引される場合は、その通称名も併せてご記入をお願いいたします。

日付記載願います

年 月 日

1. 本人特定事項

（フリガナ） 氏 名	ユウピン タロウ 郵便 太郎	（フリガナ） 通 称 名	
生年月日	☒ 西暦 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 △△△△年		
住 居	〒△△△-△△△△ ○○県○○市○○町 123 番地 コーポ○○ ○○○号室		

運転免許証など、本人確認書類の氏名・生年月日・住居を記載願います。

〔注〕本人特定事項を確認させていただくに当たり、本人確認書類のご提示をお願いしております。

（※ご提示いただく本人確認書類は、法令で規定されるものに限ります。）

2. 取引目的

☒ 買主	☒ 居住用	☐ 事業用	☐ 投資用	☐ セカンドハウス
	☐ その他 （ ）			
☐ 売主	☐ 買い換え用	☐ 転勤	☐ 資産売却	☐ 相続対策
	☐ その他 （ ）			

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

3. 職 業

☐ 会社役員／団体役員	☒ 会社員／団体職員	☐ そ の 他 ()
☐ 自営業	☐ 無職	

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 外国 P E P s（重要な公的地位にある者）との取引

- ☐ 現在外国政府等において重要な地位にある
- ☐ 過去外国政府等において重要な地位にあった
- ☐ 外国政府等において重要な地位にある（又は、あったことがあり、その家族（※2））
- ☒ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

（以下省略）

外国 P E P s に該当しない場合も含め、レ点記入によるご申告をお願いします。

記入例

別紙2-2

お客様カード（法人用）

本書は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」といいます。）第4条第1項及び第4項の規定に基づき、不動産取引に際して実施することが義務付けられている取引時確認に関する事項です。

お客様には、本書の趣旨をご理解いただき、以下にご回答いただきますよう、お願いいたします。

※太線枠内について、該当項目の口には✓を、その他の箇所には必要事項のご記入をお願いいたします。

1. 本人特定事項

（フリガナ） 商号・名称	ユウビンフドウサンカブシキガイシャ 郵便不動産株式会社	登記事項証明書など、 本人確認書類の商号・ 名称、所在地を記載願 います。
所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇	

〔注〕本人特定事項を行使するに際しては、本人確認書類（※ご提示いただく本人確認書類は、法施行規則第10条第1項第2号に規定するものを指します。）を提示する必要があります。

2. 代表者等の本人特定

（フリガナ） 氏 名	ユウビン タロウ	所 属	不動産営業部
	郵便 太郎	役 職	係長
生年月日	☒ 西暦 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 △△△△年 △月 △日 生		
住 居	〒△△△-△△△△ 〇〇県△△市△△△町△△△番地 △△△マンション △△△号		
顧客との 関係	☐ 代表者 ☒ 取引担当者 ☐ 代理人		

〔注〕取引担当者の本人特定事項を確認するに際しては、本人確認書類（※ご提示いただく本人確認書類は、法施行規則第10条第1項第2号に規定するものを指します。）を提示する必要があります。

記入用紙は2枚にありますので、ご注意ください。

3. 取引目的

☒ 買主	☐ 自社／店舗用 ☐ 社宅用 ☒ 転売用 ☐ その他（ ）
☐ 売主	☐ 買い換え用 ☐ 換金 ☐ 資産売却 ☐ その他（ ）

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

4. 事業内容

☒ 不動産業	・レ点記入によるご申告をお願いします。（複数の申告可） ・本人確認書類記載の事業内容全てを申告していただく必要はありません。
☐ 運輸業	

〔注1〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。

〔注2〕次のいずれかの書類又はその写しのご提示をお願いしております。

定款・登記事項証明書等、

5. 実質的支配者

（フリガナ） 氏 名	ユウビン ハナコ 郵便 花子
生 年 月 日	☒ 西暦 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 □□□□年△月△日 生
住 居	〒□□□-□□□□ □□県□□市□□□□丁目□番□号
法人との関係	☒ 50%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 ☐ 25%超の議決権または配当等を受け取る権利を保有 ☐ 出資・融資・取引その他の関係を通じて、事業活動に支配的な影響力を保有 （具体的な関係： ） ☐ 法人を代表し、その業務を執行する個人

（以下省略）

6. 外国PEPs（重要な公的地位にある者）との取引

5. の実質的支配者は、

- ☐ 現在外国政府等において重要な地位にある（※1）
- ☐ 過去外国政府等において重要な地位にあったことがある
- ☐ 外国政府等において重要な地位にある（又は、あったことがある）者の家族（※2）
- ☒ 外国政府等において重要な地位にあったことはない

〔注〕お客様からの申告による確認とさせていただきます。（以下省略）

レ点記入によるご申告をお願いします。

・「実質的支配者の確認方法」を参考として、実質的支配者のご申告をお願いします。

外国PEPsに該当しない場合も含め、レ点記入によるご申告をお願いします。

レ点記入によるご申告をお願いします。

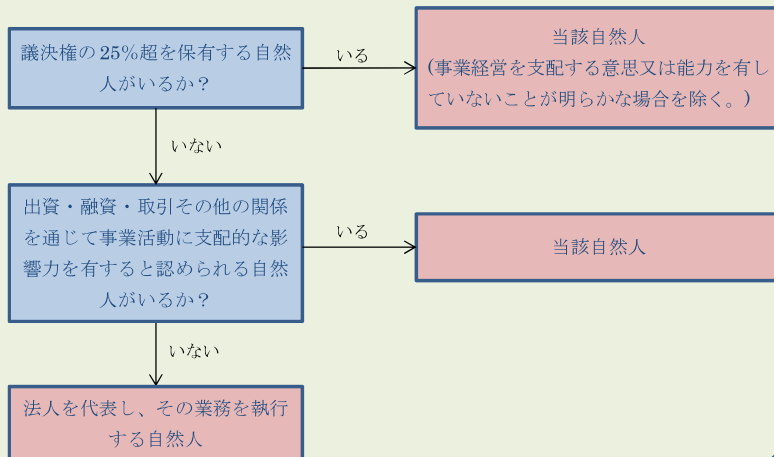
運転免許証など、本人確認書類の氏名・生年月日・住居を記載願います。

該当する「所属」が無い場合は「一」、該当する「役職」が無い場合は「社員」として記載願います。

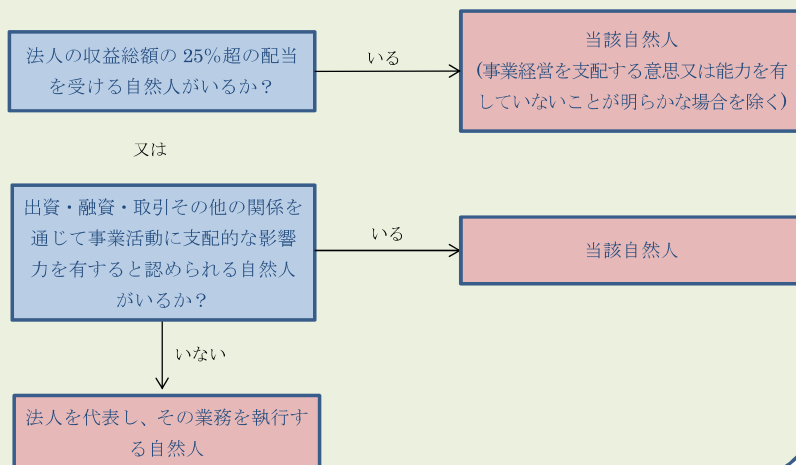
誓約書に記載の取引担当者を記載願います。

実質的支配者の確認方法

資本多数決法人の場合



資本多数決法人以外の場合



「実質的支配者」とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいいます。平成27年政省令改正により、議決権その他の手段により当該法人を支配する自然人まで、遡って確認することが必要です。株式会社等の場合には、議決権の25%超を直接または間接に保有する自然人などが該当します（法第4条第1項第4号、施行規則第11条第2項）。間接に保有するとは、当該自然人が支配している他の法人（議決権の50%超を保有）を通じて保有することをいいます。

このような自然人が存在しない場合は、当該法人を代表しその業務を執行する自然人（代表取締役など）となります。すなわち、確認すべき「実質的支配者」は必ず存在することになります。

入 札 書

年 月 日

契約責任者
日本郵便株式会社
不動産部担当執行役員 鏡原 大輔 殿

入札者 住 所

名 称

代表者氏名
(個人氏名) 印

現地説明会資料一式に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札いたします。

金額		十億			百万			千			円
----	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

入札名 旧 の売却の入札

記入例

入 札 書

年 月 日

契約責任者
日本郵便株式会社
不動産部担当執行役員 鏡原 大輔 殿

* 入札書作成日、又は入札書等を郵便で差し出した日を記入願います。
ただし、入札参加資格通知日以降の日付となります。

- * 入札者が個人の場合、実印(印鑑証明書と同印)を押してください。
- * 入札者が法人の場合、代表者印(印鑑証明書と同印)を押してください。
- * 入札者が法人の場合、必ず会社の住所、代表者役職及び代表者氏名を記入願います。
- * 社印は省略可。

入札者 住 所 ○○市※-※-※

名 称 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○○○
(個人氏名) (印)

* 入札者が個人の場合、名称欄の記入は不要です。
氏名は(個人氏名)欄に記入願います。

現地説明会資料一式に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札いたします。

* 消費税抜きの金額を記入願います。金額の前に¥マークを入れてください。

金額		十億			百万			千			円
----	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

入札名 旧※※※※※の売却の入札

* 個別物件名を記入してください。

入札書を郵送される際の注意事項

競争入札における入札書等の郵送に当たっては、次の事項にご注意ください。

1 入札書等の郵送方法等

(1) 郵送方法

- ア 必ず一般書留郵便により郵送してください。
- イ 入札公告で示した提出先に郵送してください。
- ウ 上記ア以外の方法（普通郵便、FAX等での提出）で提出された入札書等は、受け付けません。

(2) 提出する封筒

次の方法により二重封筒としてください。

ア 中封筒（定形）

中封筒は1通用意し、入札書のみを入れて封かんし、開札日、入札件名、入札者氏名（入札者の商号又は名称、代表者氏名）、担当者氏名、担当者連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を別紙1「封筒記載例等について」の様式に記入して切り取った上、中封筒表面に貼り付けてください。

イ 表封筒（定形外）

表封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、アと同様に各情報を記載した様式を切り取り、表封筒に貼り付けてください。

なお、差出人住所等の記載は漏れないようにしてください。

- ウ 封筒への貼り付け方法は別紙1「封筒記載例等について」を参照してください。

2 入札書等の提出期限

入札書等の提出期限は、入札公告にあらかじめ示していますので、示された提出期限までに必ず郵便局に差し出してください。

なお、提出期限後に差し出された入札書等は受け付けません。

3 郵送後の処理

入札書等を一般書留郵便により差し出した際に手交された「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）」記載のお問い合わせ番号について、入札公告で示された日時までに必ず電話連絡してください。

4 その他

上記1及び2のほか入札公告及び入札者注意書を熟読し、入札書を郵送してください。

封筒記載例等について

別紙 1

中封筒（入札書を入れる封筒）



入札書



〒100-8792
東京都千代田区大手町二丁
目3番1号 大手町プレイ
スウェストタワー
日本郵便株式会社
不動産部
ファシリティマネジメント室
不動産業務担当 宛

キリトリ

開 札 日： 2025年8月28日
入札件名： 旧 の売却
入札者氏名：

担当者氏名：
担当者連絡先
電 話：
F A X：
電子メール：

糊付け

入札者住所 〒000-0000
〇〇県〇〇市・・・
氏名 (株) 〇〇〇〇 ※

※ 差出人の記載を漏らさないでください。

なお、社名等の入った既存の封筒でも構いません。

表封筒（中封筒入れて送付する封筒）

入札者注意書

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行います。

- 第1条 入札に参加する方(以下「入札者」という。)は、別に示した日時までに、現地説明会配布資料を熟知しておいてください。
- 2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項及び現地説明会配布資料の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- 第2条 入札者は、入札に際し、日本郵便株式会社社員（以下「社員」という。）に入札参加資格のある方であることの確認を受けなければなりません。
- 2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を郵送して社員の確認を受けなければなりません。確認のできない入札書は無効とします。
- 第3条 入札書は、次に定める方法で郵送（一般書留郵便に限る。）してください。それ以外の方法により提出された入札書は受領いたしません。
- (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒としてください。
- (2) 入札に係る入札書の中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載してください。
- （入札公告別添「入札書を郵送される際の注意事項」を参照してください。）
- (3) 表封筒には、入札書を封入した中封筒、を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載してください。
- (4) 入札書に記載する日付は、入札書作成日又は入札書を郵便局に差し出した日としてください。
- 第4条 入札者は、入札書を郵便局に差し出した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができません。
- 第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行わないでください。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めてください。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 第6条 開札は、あらかじめ示した日及び場所において、入札に関係のない社員を立ち会わせて行います。
- 第7条 次の各号の一に該当する入札書は受理しません。

- (1) 第3条に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (3) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第8条 次の各号の一に該当する入札書は無効とします。

- (1) 当該入札に係る競争参加資格のない方により提出された入札書
- (2) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (3) 入札書に記載した入札件名が別に示したものと相違する入札書
- (4) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (6) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正した入札書で、その訂正について押印のないもの
- (10) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (11) 明らかに談合によると認められる入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書
- (13) 中封筒がない入札書
- (14) 中封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが、別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (15) 中封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第9条 入札公告に記載の最低売却価格以上の金額で最高価格をもって有効な入札を行なった方を落札者とします。

2 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした方が2人以上あるときは、入札に関係のない社員にくじを引かせて、落札者を決定します。

3 落札者を決定したときは、入札者に結果を書面で通知します。

第10条 契約締結日は、原則として「物件一覧」のとおりとし、落札者は、手付金として契約金額の100分の10（ただし上限は1,000万円とする。）を契約締結時まで、残代金は原則として、「物件一覧」記載の日本郵便株式会社が指定する口座に振込よる方法で納付してください。

なお、振込手数料については、買主負担となりますので、予めご了承ください。

物件一覧

不動産調査 資料No	掲載エリア	物件名	所在地(カッコ内住居表示)		土地 面積 (㎡)	建物			申込期日 (必着)	現地 説明会	入札書 送付期日 (必着)	開札日	重説日 (予定)	売買契約 日 (予定)	引渡日 (予定)	最低売却価格 (円)	内訳(%)		問合せ先
						構造	延べ床面積 (㎡)	附属建物									土地	建物	
1	東北	旧盛岡志家町社宅	岩手県	盛岡市志家町5-1(3-10)	1, 228. 42	CB造2階建	571. 76 ※2棟計	有	7月29日 (火) 午後5時	8月7日 (木) 午前10時	8月27日 (水)	8月28日 (木)	9月中旬	9月中旬	9月下旬	50, 000, 000	100	0	中央日土地ソリューションズ 株式会社 CRE営業一部 TEL:03-3501-6167
2		旧盛岡清水町社宅		盛岡市清水町173-2(6-25)	413. 65	CB造2階建	222. 88	無		8月7日 (木)午後 13時			9月中旬	9月中旬	9月下旬	19, 900, 000			



不動産調査資料

種別	土地(古家付)		名称		旧盛岡志家町社宅						
価格	総額	上記公告内参照		(内消費税)	万円						
				(土地単価)	千円／㎡		千円／坪				
所在地	住居表示	岩手県盛岡市志家町3番10									
	地番	岩手県盛岡市志家町5番1									
交通	JR東北本線他「盛岡」駅 約2.9km 車約11分										
	JR東北本線「仙北町」駅 約2.5km 車約10分										
土地	地積	公簿	1,228.42	㎡	371.59	坪	実測	1228.71	㎡	371.68	坪
	道路	北東側 (市道) 約7.2m			権利		所有権				
					地目		宅地				
					現況		建付地				
					私道面積		㎡				坪
	接道界面				地勢				形状		
	私道負担・形態				地代等						
	建築条件				その他						
建物	家屋番号	5番1の1			現況		空き				
	構造・規模	コンクリートブロック造陸屋根2階建				地上	2 階	地下	階建		
	建築面積	144.00	㎡	43.56	坪	延床面積	285.88	㎡	86.47	坪	
	各階面積	1階: 141.88㎡、2階: 144.00㎡									
	建築年月	昭和53年3月(登記)			増改築						
	設備	電気	小売電気事業者			ガス		都市ガス			
水道		公営水道			排水		公共下水				
その他											
公法上の制限	都市計画区域	市街化区域			建蔽率		60%				
	用途地域	第一種住居地域			容積率(指定)		200%				
	防火指定	準防火地域			特別用途地区						
	高度地区				日影規制		有				
条件	道路計画				その他の法令		景観法、宅地造成及び特定盛土規制法等				
	引渡時期	物件一覧参照			引渡時形態		現況有姿				
備考	■用途地域について 本土地の一部は、近隣商業地域(建蔽率80%、容積率200%)、準防火地域に存しています。 本土地の過半は第一種住居地域に存しています。 用途境は本土地南西方の道路境界から30m以内が近隣商業地域、30m超が第一種住居地域です。										
	■建物について 本土地上には2棟(家屋番号5番1の1(附属建物あり)、同5番1の2)の建物が存しています。 家屋番号5番1の1の附属建物の内容は以下のとおりです。 符号1 種類:物置、構造:軽量鉄骨造垂鉛メッキ銅板葺平家建、床面積:24.57㎡ 家屋番号5番1の2の建物の内容は以下のとおりです。 現況: 空き 構造・規模:コンクリートブロック造陸屋根2階建 延床面積:285.88㎡ 86.47坪 各階床面積: 1階 141.88㎡、 2階 144.00㎡ 建築年月: 昭和53年3月(登記)										



※国土地理院の電子地形図(タイル)に方角、物件及び鉄道駅の目印等を追記して掲載



※国土地理院の電子地形図(タイル)に方角、物件及び鉄道駅の目印等を追記して掲載

不動産調査資料										
種別	土地(古家付)			名称		旧盛岡清水町社宅				
価格	総額	上記公告内参照			(内消費税)		万円			
					(土地単価)		千円／㎡		千円／坪	
所在地	住居表示	岩手県盛岡市清水町6番25								
	地番	岩手県盛岡市清水町173番2								
交通	JR東北本線他「盛岡」駅 約2.4km 車約9分									
	JR東北本線「仙北町」駅 約1.2km 車約5分									
土地	地積	公簿	413.65 ㎡		125.12 坪		実測	432.78 ㎡		130.91 坪
	道路	南西側 (市道) 約6.5m				権利	所有権			
						地目	宅地			
						現況	建付地			
						私道面積	㎡ 坪			
	接道界面					地勢			形状	
	私道負担・形態					地代等				
	建築条件					その他				
建物	家屋番号	173番2の1				現況	空き			
	構造・規模	コンクリートブロック造陸屋根2階建				地上	2 階	地下	階建	
	建築面積	㎡		坪		延床面積	222.88 ㎡		67.42 坪	
	各階面積	1階:111.44㎡、2階:111.44㎡								
	建築年月	昭和49年12月10日				増改築	なし			
設備	電気	小売電気事業者				ガス	都市ガス			
	水道	公営水道				排水	公共下水			
	その他									
公法上の制限	都市計画区域	市街化区域				建蔽率	80%			
	用途地域	商業地域				容積率(指定)	400%			
	防火指定	準防火地域				特別用途地区				
	高度地区					日影規制				
	道路計画	備考参照				その他の法令	景観法、公有地拡大推進法、航空法等			
条件	引渡時期	物件一覧参照				引渡時形態	現況有姿			
備考	■都市計画道路について 対象不動産南西側の一部が都市計画道路に該当しております。 計画決定:平成13年4月3日 告示番号:盛岡市告示 第138号6.5 事業決定:事業化予定未定 盛岡市役所 交通政策課からの聴取によると、事業決定前で詳細設計等に入っていないことから、計算線の正確な位置は不明とのことです。 ・事業決定された都市計画道路該当部分には、原則、建物等を建てることはできませんが、計画決定された都市計画道路の場合は、次の要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものと認められるものは、建てることができます。 1.階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。 2.主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。 実際に建築をしようとするときは、都市計画法第53条に規定される許可申請書の提出が必要となります。 ・都市計画区域内で土地面積が1,000㎡以上の開発行為を行う場合には開発許可が必要となります。なお、その他法令または行政指導等により制限を受けることがあります。									



※国土地理院の電子地形図(タイル)に方角、物件及び鉄道駅の見目等を追記して掲載



※国土地理院の電子地形図(タイル)に方角、物件及び鉄道駅の見目等を追記して掲載